

令和2年第1回那珂川町議会定例会

議事日程(第3号)

令和2年3月5日(木曜日)午前10時開議

- | | | | |
|--------|----------|---------------------------------------------|--------|
| 日程第 1 | 議案第 1 号 | 人権擁護委員の推薦意見について | (町長提出) |
| 日程第 2 | 議案第 2 号 | 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 3 | 議案第 3 号 | 那珂川町印鑑条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 4 | 議案第 4 号 | 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 5 | 議案第 5 号 | 那珂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 6 | 議案第 6 号 | 那珂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 7 | 議案第 7 号 | 那珂川町子育て支援センター条例の一部改正について | (町長提出) |
| 日程第 8 | 議案第 8 号 | 令和元年度那珂川町一般会計補正予算(第5号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 9 | 議案第 9 号 | 令和元年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算(第2号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 10 | 議案第 10 号 | 令和元年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 11 | 議案第 11 号 | 令和元年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 12 | 議案第 12 号 | 令和元年度那珂川町介護保険特別会計補正予算(第3号)の議決について | (町長提出) |
| 日程第 13 | 議案第 13 号 | 令和2年度那珂川町一般会計予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第 14 | 議案第 14 号 | 令和2年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について | (町長提出) |
| 日程第 15 | 議案第 15 号 | 令和2年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について | (町長提出) |

- 日程第16 議案第16号 令和2年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第17 議案第17号 令和2年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第18 議案第18号 令和2年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について
(町長提出)
- 日程第19 議案第19号 令和2年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について
て (町長提出)
- 日程第20 議案第20号 令和2年度那珂川町水道事業会計予算の議決について (町長提出)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（12名）

| | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 1番 | 福田浩二君 | 3番 | 大金清君 |
| 4番 | 川俣義雅君 | 5番 | 益子純恵君 |
| 6番 | 小川正典君 | 7番 | 鈴木繁君 |
| 8番 | 石川和美君 | 9番 | 益子明美君 |
| 10番 | 大金市美君 | 11番 | 川上要一君 |
| 12番 | 阿久津武之君 | 13番 | 小川洋一君 |

欠席議員（なし）

地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

| | | | |
|---------|-------|------------|--------|
| 町長 | 福島泰夫君 | 副町長 | 内田浩二君 |
| 教育長 | 吉成伸也君 | 会計管理者兼会計課長 | 笹沼公一君 |
| 総務課長 | 高林伸栄君 | 企画財政課長 | 益子雅浩君 |
| 税務課長 | 小松重隆君 | 住民課長 | 大森新一君 |
| 生活環境課長 | 大武勝君 | 健康福祉課長 | 立花喜久江君 |
| 子育て支援課長 | 薄井和夫君 | 建設課長 | 益子泰浩君 |

| | | | |
|---------------|-------|--------|-------|
| 農林振興課長 | 坂尾一美君 | 商工観光課長 | 薄井亮君 |
| 小川出張所長 | 藤田善久君 | 上下水道課長 | 田代喜好君 |
| 農業委員会 事務局長 | 小室利雄君 | 学校教育課長 | 板橋文子君 |
| 生涯学習課長 | 佐藤裕之君 | | |

職務のため議場に出席した者の職氏名

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 岩村房行 | 書記 | 笠井真一 |
| 書記 | 金子洋子 | | |

開議 午前10時00分

◎開議の宣告

- 議長（小川洋一君） ただいまの出席議員は12名であります。
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。
-

◎議事日程の報告

- 議長（小川洋一君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付したとおりでありますので、ご覧願います。
-

◎議案第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 議長（小川洋一君） 日程第1、議案第1号 人権擁護委員の推薦意見についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

- 町長（福島泰夫君） 皆さん、おはようございます。

昨日、一昨日と一般質問、5人の方にご登壇いただきまして、貴重なご意見、またご提言等をいただきましてありがとうございます。これからの町政にしっかりと検証させていただいて、反映をさせてまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願いたしたいと思っております。

ただいま上程されました議案第1号 人権擁護委員の推薦意見について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員の推薦に当たっては、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、町長は市町村議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと定められてお

ります。

現在、人権擁護委員としてご活躍いただいております山口雅夫氏は、本年6月30日をもって現在の任期が満了となりますが、継続して山口雅夫氏を推薦したいと存じます。

山口雅夫氏は、平成29年7月1日から人権擁護委員を1期3年間、大変熱心にその職責を果たしてこられ、また、地域においても人望は厚く、人格、識見ともに申し分のない方であり、ここに推薦についてご提案いたすものであります。

今回、議会の意見をいただきました上は、同氏を法務省にご推薦申し上げ、法務大臣が委嘱をすることになります。

なお、参考までに、当町の人権擁護委員は、現在、渡邊恵子氏、石川周一氏、薄井秀雄氏、大金典夫氏、小祝邦之氏、縣千恵子氏と山口雅夫氏の7名であります。2期目再任として山口雅夫氏を推薦するものであります。

ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第1号 人権擁護委員の推薦意見については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

◎議案第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第2、議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行により、那珂川町の関係する条例について所要の改正を行うものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 総務課長。

○総務課長（高林伸栄君） 補足説明いたします。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の中で、地方公務員法が改正されることに伴い、那珂川町の関係条例の一部を改正するものです。

主な改正点といたしましては、会計年度任用職員制度の整備に関するもので、さきの12月定例会において改正された条例に関し、その後、追加で送付された準則等を精査し、必要な規定の改正をするものです。

議案書をご覧ください。

第1条は、那珂川町職員の服務の宣誓に関する条例の一部改正で、会計年度任用職員の服務の宣誓について、別段の定めをすることで、正規職員とは別に宣誓を簡略することができることを指定するものであります。

第2条は、那珂川町職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部改正で、特別休暇について、妊娠中の職員の健康保持に必要な時間休を要する規定を追加するものであります。

附則は、施行期日を令和2年4月1日とするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第2号 地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う関係条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

◎議案第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第3、議案第3号 那珂川町印鑑条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第3号 那珂川町印鑑条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴い、印鑑登録証明事務処理要領の一部が改正されたため、那珂川町印鑑条例について所要の改正を行うものです。

主な改正内容は、「成年被後見人」という文言を「意思能力を有しない者」とするものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 住民課長。

○住民課長（大森新一君） 補足説明いたします。

第2条は、登録資格についての改正です。「成年被後見人」を「意思能力を有しない者」とするものです。

第5条及び第6条は文言の訂正です。

第12条は、印鑑登録原票の職権抹消についての改正で、「後見開始の審判を受けたとき。」を「意思能力を有しない者となったとき。」に改めるものです。

この改正により、15歳以上で意思能力がある方は、印鑑登録をすることができるということになります。

附則は、施行期日を公布の日とするものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第3号 那珂川町印鑑条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

◎議案第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第4、議案第4号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第4号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、昨年度の税制改正の大綱の決定に伴い、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成31年1月25日に公布され、平成31年4月1日から施行されたことによる課税限度額を引き上げる改正及び令和2年度税制改正の大綱の決定に伴い、同法施行令の一部を改正する政令が令和2年1月29日に公布され、令和2年4月1日より施行されることにより、低所得世帯に対する国民健康保険税軽減所得判定基準額が拡充されることから、那珂川町国民健康保険税条例について所要の改正を行うものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 住民課長。

○住民課長（大森新一君） 補足説明を申し上げます。

議案書の最終ページに添付してあります参考資料の那珂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の改正によりまして説明をいたしますので、ご覧いただきたいと思っております。

改正の内容につきましては、2点ございます。

1点目は、国民健康保険税の課税額に係る課税限度額の引上げです。こちらは、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が平成31年1月25日に公布され、平成31年4月1日に施行となっております。

国民健康保険税は、医療給付費分、後期高齢者支援金分及び介護納付金分の3つに区分されています。このうち、医療給付費分について、課税限度額を58万円から3万円引き上げ、61万円に改正するものであります。これによりまして、国民健康保険税の課税限度額を1世帯当たり93万円から96万円に改正するものであります。

2点目は、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令が令和2年1月29日に公布され、

令和2年4月1日から施行される低所得世帯に対する国民健康保険税軽減対象世帯の拡充であり、具体的には、国民健康保険税の減額の対象となる軽減所得判定基準額の引上げであります。

国民健康保険税の軽減につきましては、当該被保険者世帯の所得の総額により、軽減の判定を行うものであり、所得の総額によりまして、7割軽減、5割軽減及び2割軽減を行うものであります。そのうち、5割軽減の所得判定基準額につきまして、被保険者1人当たり基準額を28万円から5,000円引き上げ、28万5,000円にするものであります。また、2割軽減の所得判定基準額につきまして、被保険者1人当たりの基準額を51万円から1万円引き上げ、52万円に改正するものであります。

施行日につきましては、令和2年4月1日であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第4号 那珂川町国民健康保険税条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎議案第5号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第5、議案第5号 那珂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第5号 那珂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、家庭などからごみステーションに廃棄された廃棄物の持ち去りについて、罰則規定を定めることとしたものと、一般廃棄物処理手数料を改正するものです。

内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 生活環境課長。

○生活環境課長（大武 勝君） 補足説明いたします。

まず1点目、罰則規定の制定についてですが、家庭などからごみステーションに排出された廃棄物につきましては、そのステーションに出された時点で町に帰属するものと、同条例第3条第1項で規定されております。

町に帰属された廃棄物は、町長が指定した事業所のみが回収することができるものとしておりますが、指定事業者以外の者がアルミ缶、スチール缶、新聞紙など、資源ごみにつきまして故意に持ち去る行為が発生しており、それらの行為について対応するため、罰則規定を追加制定するものであります。

罰則規定の内容についてご説明いたします。

議案書をご覧ください。

第3条第3項ですが、この条項は、町長が指定した事業者以外の者に対し、廃棄物のうちアルミ、スチール、新聞等の資源物を収集し、または運搬などの行為を行わないよう命ずることができるものとしたものです。

続きまして、裏面をご覧ください。

第18条の5、罰則は、同条例第3条第3項の命令に違反した者に対し、20万円以下の罰金に処するものとしたものです。

次に、第18条の6、両罰規定は、持ち去りをした行為者及び指示をした代表者や、法人等の組織全体に対しても、第18条の5の刑を科するものとしたものです。

次に、一般廃棄物処理手数料の改正についてですが、南那須地区広域行政事務組合保健衛生センターの設置及び管理運営に関する条例において、一般廃棄物処理手数料が改正されることに伴い、町における同手数料条例を改正するものであります。

別表第1をご覧ください。

一般廃棄物、一般家庭のごみの手数料は、10キログラム当たり50円を120円に、事業系ごみの手数料、10キログラム当たり120円を180円に改正することとしました。

附則は、この条例は、令和2年4月1日から施行することとしたものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

討論は、本案に対する反対討論からお願いします。

4番、川俣義雅君。

○4番（川俣義雅君） 反対します。

この手数料の値上げについて、かなり大幅な値上げになっていることが一つ。それから、手数料を上げるその理由が他町に比べて安かったと、他町に合わせてという、そういう理由だということが全員協議会の中で話されました。町民にとっていいものは他町に倣って、それを見本にしてそろえるというのは、私は正しいと思うんですが、逆に、当町のほうが優れているものを他市町のほうに合わせるとするのは反対です。

今、一般消費も落ちていきますし、それから企業で働く人たちの給料も上がっているわけはありません。そういう中で、町民の暮らしにとって、やっぱりマイナスになるこういう政策については、私は反対したいというふうに思います。

以上です。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第5号 那珂川町廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正については、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（小川洋一君） 起立多数と認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

◎議案第6号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第6、議案第6号 那珂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第6号 那珂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、放課後児童クラブに配置が義務づけられている放課後児童支援員の資格基準について、専門職、大学前期課程修了者を加えるもの及び放課後児童クラブにおけるみなし支援員に係る経過措置期間について、現行の規定を5年間延長し、令和7年3月31日までとするものであります。

詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 補足説明いたします。

今回の改正は、国が定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に係る基準が一部改正されたことに伴い、放課後児童支援員の資格基準及び資格要件の経過措置期間について、所要の改正を行うものであります。

まず1点目、放課後児童支援員の資格基準についてですが、学校教育法の改正により、大

学制度の中に、新たな高等教育機関である専門職大学及び専門職短期大学が設けられたことを受け、国で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準において、放課後児童支援員の資格基準に、専門職大学前期課程修了者が加えられたことから、条例においても同様の改正を行うものであります。

次に、2点目、放課後児童支援員の資格要件の経過措置期間についてです。

放課後児童クラブに配置が義務づけられている放課後児童支援員は、知事等の行う認定資格研修を修了した者でなければなりません。研修を修了していない者であっても、現行では、令和2年3月31日までに研修を修了することを予定している者は、放課後児童支援員とみなすことができます。

令和2年4月1日以降は、児童福祉法と国で定める放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準が一部改正され、町の判断でみなし支援員の期間延長が可能となることにより、資格を有する放課後児童支援員をより多く確保し、放課後児童クラブの安定した運営と、クラブ運営の質の向上を図るため、みなし支援員に係る経過措置期間を令和7年3月31日まで5年間延長するものです。

附則は、この条例の施行期日について定めたものです。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

9番、益子明美さん。

○9番（益子明美君） 当町では、つばさに放課後児童クラブの委託をお願いしているわけですが、現在の指導員の資格等はどうなっているか、また、この条例に関して、みなしとみなされている指導員がいるかどうかお尋ねいたします。

○議長（小川洋一君） 子育て支援課長。

○子育て支援課長（薄井和夫君） 現在は、つばさのほうに委託しているわけですが、支援員の資格を持っている方は3名はおられまして、単位が3単位ありますので、それぞれ単位は、人数は足りているという形になっております。

そのほかの方は、補助員という形で携わっていただいておりますが、今回、ローテーションなどで人数が足りなくなったりという場合もありますので、今までみなし規定でやっていた部分があります。今後もそういった事態もある程度想定されますので、一定期間の間、延

長するという内容になっております。

以上です。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第6号 那珂川町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第7、議案第7号 那珂川町子育て支援センター条例の一部改正についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

[町長 福島泰夫君登壇]

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第7号 那珂川町子育て支援センター条例の一部改正について、提案理由の説明を申し上げます。

今回の改正は、子育て支援センターわかあゆの移転に伴う位置の改正であります。

現在、わかあゆ認定こども園に併設しております子育て支援センターわかあゆについて、新たに建設された子育て支援住宅に隣接する子育て支援施設に移転することにより、位置を那珂川町小川869番地から那珂川町小川2814番地1に変更するものです。

なお、附則は、施行期日を移転日であります令和2年4月1日と定めたものです。

ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[発言する人なし]

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

議案第7号 那珂川町子育て支援センター条例の一部改正については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

[「異議なし」と言う人あり]

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

◎議案第8号～議案第12号の一括上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（小川洋一君） 日程第8、議案第8号 令和元年度那珂川町一般会計補正予算（第5号）の議決について、日程第9、議案第9号 令和元年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第10、議案第10号 令和元年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決について、日程第11、議案第11号 令和元年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議決について、日程第12、議案第12号 令和元年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決について、以上5議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第8号から議案第12号、令和元年度那珂川町一般会計及び各特別会計補正予算の議決について、提案理由の説明を申し上げます。

まず、一般会計補正予算から申し上げます。

今回の補正予算は、年度末を迎え、各種の事務事業費が確定、または見込みがついたものなどについて最終的な調整を行うほか、国・県等の補助事業の追加認定になったものなどを計上するものであります。

また、今年度予算化した事業は、おおむね完了する予定であります。今回補正する事業のほか、一部、年度内に完了としない事業がありますので、繰越明許費として令和2年度に繰り越すことといたしました。

歳入の主なものを申し上げますと、町税は、法人税割の減少により法人町民税を減額、徴収状況の見込みにより固定資産税を増額し、2,000万円を増額するものであります。

地方交付税は、普通交付税の確定によるもので、2億477万4,000円を増額するものであります。

国庫支出金は、災害等廃棄物処理事業費や学校施設環境改善交付金の増額のほか、地方道路交付金事業や児童手当給付事業など、各種事務事業の確定により7,455万6,000円を増額するものであります。

県支出金は、担い手確保・経営強化支援事業費や地籍調査事業費の増額のほか、畜産担い手育成総合整備事業や農地・農業用施設災害復旧事業費など、各種事務事業の確定等により、891万3,000円を減額するものであります。

寄附金は、ふるさと納税による寄附金や一般寄附など2,277万3,000円を増額するもの。

繰入金は、当初予算において予算措置しておりました財政調整基金からの繰入金を精査し減額するほか、後期高齢者医療特別会計及び介護保険特別会計の平成30年度精算確定に伴う繰入金を増額するなど、1億354万4,000円を減額するものであります。

繰越金は、前年度繰越金で8,394万3,000円を増額するもの。

諸収入は、奨学金貸付金元利金収入の増額のほか、カーボンマネジメント事業費の減額などにより、194万7,000円を減額するもの。

町債は、中学校整備事業債を増額したほか、各事業の執行状況、国・県補助金の確定状況、臨時財政対策債の発行限度額の確定により、1億572万7,000円を増額することとしました。

歳出の主なものを申し上げます。

第1は教育費で、国補助事業の追加認定になった馬頭中学校施設整備費、小川中学校施設整備費の増額によるもので、2億5,943万3,000円を計上しました。

第2は総務費で、公共交通確保対策事業費の増額のほか、後年度の各種地域振興事業の財源とするため、地域振興基金費を増額するなど、1億197万円を計上しました。

第3は土木費で、県補助事業の追加認定になった地籍調査事業費を増額するほか、地方道路交付金事業費の確定により、2,679万7,000円を計上しました。

その結果、一般会計の補正額は3億6,000万円の増額となり、補正後の予算総額は89億2,000万円となりました。

次に、ケーブルテレビ事業特別会計であります。今回の補正は、ケーブルテレビ施設管理運営費を増額するもので、その財源は、諸収入を増額し、負担金、使用料、繰入金を減額することといたしました。その結果、補正額は250万円の増額となり、補正後の歳入歳出予算の総額は2億4,350万円となりました。

次に、国民健康保険特別会計であります。今回の補正は、保険給付費のほか、財政調整基金積立金、過年度返納金などを増額するもので、その財源は、県支出金、繰越金、諸収入を増額し、国民健康保険税繰入金を減額することといたしました。その結果、補正額は5,400万円の増額となり、補正後の歳入歳出予算の総額は21億9,800万円となりました。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。今回の補正は、後期高齢者医療広域連合納付金、諸支出金を増額するほか、総務費、後期高齢者健診事業費を減額するもので、その財源は、後期高齢者医療保険料、繰越金、諸収入を増額し、一般会計繰入金を減額することといたしました。その結果、補正額は950万円の増額となり、補正後の予算総額は2億1,900万円となりました。

次に、介護保険特別会計であります。今回の補正は、地域支援事業基金積立金、諸支出金を増額するほか、総務費、保険給付費を減額するもので、その財源は、介護保険料、繰入金、繰越金などを増額し、国庫支出金、支払基金交付金、県支出金を減額することといたしました。その結果、補正額は2,800万円の増額となり、補正後の予算総額は19億7,800万円となりました。

以上、一般会計及び各特別会計補正予算について、その大要を申し上げましたが、内容の詳細につきましては、担当課長から説明させますので、ご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小川洋一君） 企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書の6ページをご覧ください。

第2表、繰越明許費であります。事業の一部が本年度内に完了できないため、本年度の支出が見込めないものであります。

4款衛生費、2項清掃費、災害廃棄物処理事業は、台風19号に係る災害廃棄物の処理に係る経費で1,112万6,000円。

5款農林水産業費、1項農業費、棚田地域振興緊急対策事業は、中山間地域等直接支払制度に係るシステム導入経費で250万円、担い手確保・経営強化支援事業は、農業用機械の購入に係る補助金で1,086万5,000円。農地諸費は、農業用ため池長寿命化計画作成に係る経費で310万円。

7款土木費、1項土木管理費、地籍調査事業は、大内8地区、大那地1地区の測量調査に係る経費で2,600万円。

2項道路橋りょう費、地方道路交付金事業は、町道76号線の道路改良に係る経費のほか、薬利新橋の橋梁長寿命化に係る経費で9,204万円。町道改良舗装事業は、町道一渡戸大鳥線、三川又川崎線の道路改良に係る経費で2,689万円。

9款教育費、3項中学校費、馬頭中学校施設整備費は、校舎の改修工事に係る経費で1億2,250万円。小川中学校施設整備費も同様に、校舎の改修工事費に係る経費で1億3,600万円。

5款保健体育費、町民プール整備事業は、町民プールの設計に係る経費で3,003万円。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費、農地・農業用施設災害復旧費は、台風19号に係る被害の復旧に係る経費で6,480万4,000円で、本年度内の支出が見込めないため、令和2年度に繰り越すものであります。

7ページをご覧ください。

第3表、地方債補正であります。1、追加につきましては、社会体育施設災害復旧事業で、馬頭運動場への仮設進入路設置工事に係る起債であります。

2、変更につきましては、事業費がおおむね確定したことにより増減するもので、地域医療確保事業は、限度額4,780万円に1,130万円を増額し、限度額を5,910万円とするもの。道路整備事業は、限度額1億5,200万円から1,720万円を減額し、限度額を1億3,480万円とするもの。消防施設整備事業は、限度額4,500万円から700万円減額し、限度額を3,800万円とするもの。中学校整備事業は、限度額7,100万円に1億6,800万円を増額し、限度額を2億

3,900万円とするもの。社会体育施設整備事業は、限度額2,500万円から1,000万円減額し、限度額を1,500万円とするもの。臨時財政対策債は、額の確定に伴い、限度額2億5,000万円から4,647万3,000円を減額し、限度額を2億352万7,000円とするもの。公共土木施設災害復旧事業は、限度額2,000万円に310万円を増額し、限度額を2,310万円とするものであります。

続きまして、事項別明細書により歳入から申し上げます。

12ページをご覧ください。

1款町税、1項1目個人町民税の補正額は1,000万円の増で、個人所得額の増加によるもの。

2目法人町民税の補正額は5,000万円の減で、法人税割の減少によるもの。

2項1目固定資産税の補正額は7,000万円の増で、徴収状況を精査し、増額するもの。

4項1目町たばこ税の補正額は1,000万円の減で、たばこの購入本数の減によるものであります。

6款地方消費税交付金、1項1目地方消費税交付金の補正額は2,600万円の減で、地方消費税交付金、社会保障財源交付金の交付状況を精査し、減額するものであります。

7款ゴルフ場利用税交付金、1項1目ゴルフ場利用税交付金の補正額は400万円の減で、交付状況を精査し、減額するものであります。

8款自動車取得税交付金、1項1目自動車取得税交付金の補正額は300万円の減で、交付状況を精査し、減額するものであります。

13ページに続きます。

10款地方交付税、1項1目地方交付税の補正額は2億477万4,000円の増で、普通交付税の確定により増額するものであります。

12款分担金及び負担金、1項1目農林水産業費分担金の補正額は66万4,000円の増で、県単農業農村整備事業費、農業基盤整備促進事業費の確定によるもの。2目災害復旧費分担金の補正額は26万7,000円の減で、農地・農業用施設災害復旧事業費の確定によるもの。

2項1目民生費負担金の補正額は520万円の減で、幼児教育・保育の無償化により、認定こども園保護者負担金及び給食費を減額し、利用児童の増加により、放課後児童クラブ利用者負担金を増額するものであります。

14款国庫支出金、1項1目民生費国庫負担金の補正額は160万6,000円の増で、社会福祉費負担金では保険基盤安定費等、児童福祉費負担金では児童手当給付金等の確定見込みによ

るものであります。

14ページに続きます。

2項1目総務費国庫補助金の補正額は266万2,000円の増で、個人番号カード補助金及び防災・安全社会資本整備交付金の確定によるもの。2項2目民生費国庫補助金の補正額は59万4,000円の増で、子ども・子育て支援交付金の確定によるもの。3目民生費国庫補助金の補正額は556万2,000円の増で、災害等廃棄物処理事業費を計上するもの。4目土木費国庫補助金の補正額は150万9,000円の減で、道路橋りょう費補助金では地方道路交付金事業費、住宅費補助金では地域住宅交付金事業費、住宅・建築物耐震改修等事業費の確定見込みによるもの。

5目教育費国庫補助金の補正額は6,564万1,000円の増で、小学校費補助金では特別支援教育就学奨励費、要保護児童生徒援助費の確定見込みによるもの。中学校費補助金では特別支援教育就学奨励費の確定によるもののほか、学校施設環境改善交付金を計上するもの。社会教育費補助金では国宝重要文化財等整備費の確定見込みによるものであります。

15款県支出金、1項1目民生費県負担金の補正額は5,000円の減で、社会福祉費負担金では保険基盤安定費等、児童福祉費負担金では児童手当給付費等の確定見込みによるものであります。

15ページに続きます。

2目土木費県負担金の補正額は1,828万8,000円の増で、県補助事業の追加認定により地籍調査事業費を増額するもの。3目消防費県負担金の補正額は72万3,000円の増で、災害復旧費繰替支弁金負担金を計上するものであります。

2項1目総務費県補助金の補正額は231万3,000円の増で、生活バス路線運行費の確定見込みによるもの。2目民生費県補助金の補正額は213万9,000円の増で、社会福祉費補助金では高齢者在宅福祉事業費、児童福祉費補助金では、こども医療費等の確定見込みによるもの。4目農林水産業費県補助金の補正額は246万9,000円の増で、県単農業農村整備事業費などの確定見込みによるもののほか、担い手確保・経営強化支援事業、棚田地域振興緊急対策事業を計上するもの。6目土木費県補助金の補正額は267万5,000円の減で、栃木県民間住宅耐震改修助成事業等の確定見込みによるもの。9目災害復旧費県補助金の補正額は2,477万2,000円の減で、農地・農業用施設災害復旧事業の確定見込みによるものであります。

3項1目総務費委託金の補正額は739万3,000円の減で、統計調査費委託金では全国消費

実態調査費、選挙費委託金では栃木県議会議員選挙費等の確定見込みによるものであります。

16ページに続きます。

16款財産収入、2項1目不動産売払収入の補正額は43万4,000円の増で、小川小学校部分林の立ち木売払いによるもの。

17款寄附金、1項2目総務費寄附金の補正額は2,200万円の増で、ふるさと納税寄附金の増によるもの。3目民生費寄附金の補正額は47万3,000円の増で、福祉基金への寄附に係るもの。4目教育費給付金の補正額は30万円の増で、小学校費寄附金に係るものであります。

18款繰入金、1項1目財政調整基金繰入金の補正額は1億1,496万3,000円の減で、財源調整により減額するもの。5目奨学基金繰入金の補正額は193万2,000円の減で、奨学基金繰入金及び菊池俊男奨学基金繰入金について、貸付金及び給付金の確定により減額するもの。

2項1目後期高齢者医療特別会計繰入金の補正額は425万3,000円の増で、平成30年度事業精算確定による一般会計への返納金。

17ページに続きます。

2目介護保険特別会計繰入金の補正額は909万8,000円の増で、平成30年度事業精算確定による一般会計への返納金であります。

19款繰越金、1項1目繰越金の補正額は8,394万3,000円の増で、前年度繰越金であります。

20款諸収入、3項2目奨学金貸付金元利収入の補正額は60万円の増で、奨学金の繰上償還によるもの。

4項2目農林水産業費受託事業収入の補正額は90万円の減で、農地中間管理事業収入に係るもの。

5項4目雑入の補正額は164万7,000円の減で、栃木県被災者生活再建支援金のほか、コミュニティバス馬頭烏山線運行事業費、栃木県市町村振興協会市町村交付金、カーボンマネジメント事業費の確定見込みによるものであります。

21款町債、1項1目衛生債の補正額は1,130万円の増で、地域医療確保事業に係るもの。

18ページに続きます。

2目土木債の補正額は1,720万円の減で、道路整備事業に係るもの。3目消防債の補正額は700万円の減で、消防施設整備事業に係るもの。4目教育債の補正額は1億5,800万円の増で、中学校債は中学校整備事業に係るものの増額、社会教育債は社会体育施設整備事業に係るものの減額。5目臨時財政対策債の補正額は4,647万3,000円の減で、発行限度額の確

定によるもの。7目災害復旧債の補正額は710万円の増で、公共土木施設災害復旧債、社会体育施設災害復旧債ともに事業費の確定見込みによるものであります。

19ページ歳出に入ります。

○議長（小川洋一君） 説明の途中ですが、ここで休憩いたします。

再開は11時5分といたします。

休憩 午前10時55分

再開 午前11時05分

○議長（小川洋一君） 再開いたします。

企画財政課長。

○企画財政課長（益子雅浩君） 一般会計補正予算の補足説明を続けさせていただきます。

19ページ、歳出に入ります。

2款総務費、1項1目一般管理費の補正額は2,125万4,000円の増で、職員人件費は退職手当特別負担金を増額するもの、総務管理費は臨時職員に係る社会保険料を増額するもの。

6目公共交通確保対策事業費の補正額は1,892万3,000円の増で、公共交通確保対策事業費は生活バス路線運行維持費、デマンド交通運行事業費の確定によるもの。

2項1目企画総務費の補正額は650万円の減で、ケーブルテレビ事業特別会計繰出金を減額するもの。2目まちづくり費の補正額は420万円の増で、移住定住促進事業費は、空き家の取得、改修補助金を増額するもの。まちづくり諸費はふるさと納税による寄附金を寄附者の意向により、小砂環境芸術祭へ交付するもの。4目財政調整基金等費の補正額は5,865万8,000円の増で、減債基金費は利子相当分の積立金を計上するもの。地域振興基金費はふるさと納税による寄附金及び基金利子相当分等を積み立てるもの。

3項2目賦課徴収費の補正額は1,100万円の増で、徴収事務費は町税還付金を増額するものであります。

4項1目戸籍住民基本台帳費の補正額は251万8,000円の増で、個人番号カード交付事業費の確定によるものであります。

20ページに続きます。

5項2目栃木県議会議員選挙費の補正額は695万5,000円の減で、栃木県議会議員選挙費

の確定によるもの。3目参議院議員通常選挙費の補正額は47万7,000円の減で、参議院議員通常選挙費の確定によるものであります。

21ページに続きます。

6項1目基幹統計調査費の補正額は65万1,000円の減で、基幹統計調査の確定見込みによるものであります。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費の補正額は3,255万7,000円の減で、福祉基金費はふるさと納税及び一般寄附による寄附金のほか、基金利子相当分を積み立てるもの。国民健康保険特別会計繰出金は保険基盤安定費の減によるもの。後期高齢者医療費は保険基盤安定費及び事務費繰入れ等の確定によるもの。後期高齢者医療広域連合負担金は事務費負担金確定によるもの。2目障害者福祉費の補正額は2,000万円の増で、障害者福祉サービス事業費は福祉サービス給付費の増によるもの。3目老人福祉費の補正額は164万円の増で、介護保険特別会計繰出金は保険料軽減事業により増額するものであります。

2項3目児童措置費の補正額は790万円の減で、児童手当支給事業費及び児童措置諸費は事業確定見込みによるもの。

22ページに続きます。

4目母子福祉費の補正額は310万円の増で、こども医療費は事業費確定見込みによるものであります。

4款衛生費、1項2目予防費の補正額は30万円の増で、感染症予防費は新型コロナウイルス対策に係る物品の購入費用を増額するもの。

2項1目ごみ処理費の補正額は1,112万6,000円の増で、災害等廃棄物処理事業費は、台風19号により発生した災害廃棄物の処分に係る経費を増額するものであります。

5款農林水産業費、1項3目農業振興費の補正額は1,149万1,000円の増で、担い手確保・経営強化支援事業費は農業用機械の購入補助金、棚田地域振興緊急対策事業費は中山間地域直接支払制度に係るシステム導入費用、農業振興諸費は事業費の確定によるもの。4目畜産業費の補正額は1,759万6,000円の減で、畜産振興事業費は畜産担い手育成総合整備補助金の確定によるもの。5目農地費の補正額は1,350万円の増で、町単農村振興事業費は三輪地区排水路工事ほか7件の経費を計上するもの。

23ページに続きます。

県単農業農村整備事業費は、矢又地区農道舗装工事、西の原用水隧道修繕工事の増額によるもの。農業基盤整備促進事業費は、山崎地区農道舗装工事の増額によるもの。農地諸費は、

農業用ため池長寿命化計画作成に係る経費を増額するものであります。

2項1目林業総務費の補正額は72万円の増で、林業総務諸費は狩猟免許取得、狩猟登録補助金の増額によるものであります。

6款商工費、1項1目商工総務費の補正額は25万円の増で、地域雇用創出事業費は臨時職員雇用によるもの。

3項観光費の補正額は339万7,000円の増で、観光施設管理費は、ゆりがねの湯浄化槽の修繕のほか、まほろばの湯男性浴室の配管及びサウナ室の修繕に係る費用を計上するものであります。

7款土木費、1項1目土木総務費の補正額は820万3,000円の減で、住宅・建築物耐震化改修等事業費は事業の確定見込みによるもの。2目地籍調査費の補正額は2,600万円の増で、地籍調査推進事業費は補助事業の追加認定となった大内8地区、大那地1地区の事業費を計上するもの。

24ページに続きます。

2項2目道路維持費の補正額は400万円の増で、町道維持補修費は町道維持管理業務委託料の増額によるもの。2項3目道路新設改良費の補正額は500万円の増で、地方道路交付金事業費は事業費の確定見込みによるものであります。

8款消防費、1項2目非常備消防費の補正額は80万円の増で、消防管理運営費は消防団員出動交付金の増によるもの。3目消防施設費の補正額は317万1,000円の減で、消防施設整備事業費は消防車両購入費の確定によるもの。5目災害対策費の補正額は130万円の増で、台風19号により被災した方への災害復旧等支援金及び被災者生活再建支援金を計上するものであります。

9款教育費、1項2目事務局費の補正額は14万7,000円の減で、奨学金運営費はふるさと納税による寄附金及び基金利子相当分を積み立てるほか、奨学金貸与者の確定によるもの。菊池俊男奨学金運営費は、奨学金給付者の確定によるもの。

25ページに続きます。

事務局諸費は、適応指導教室に係る負担金の増額によるものであります。

2項1目学校管理費の補正額は75万円の増で、小川小学校費は寄附金や部分林の立ち木売払収入を活用し、テント、給食配膳台等の購入費用を計上するものであります。

3項3目学校施設整備費の補正額は2億5,850万円の増で、馬頭中学校施設整備及び小川中学校施設整備費は、それぞれ校舎改修工事費を計上するものであります。

4項1目社会教育総務費の補正額は81万円の増で、教育文化基金費はふるさと納税などの寄附金のほか基金利子相当分を積み立てるもの。4目文化費の補正額は48万円の減で、文化財費は国宝重要文化財等保存整備事業の確定によるものであります。

10款災害復旧費、1項1目農地及び農業用施設災害復旧費の補正額は3,460万円の減で、農地・農業用施設災害復旧事業費は、台風19号により被災した富山地区農道ほか7件の事業費の確定見込みによるものであります。

27ページからは、今回の補正に係る給与費明細書でありますので、ご覧いただきたいと思っております。

以上で一般会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を申し上げます。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1款分担金及び負担金、1項1目負担金の補正額は100万円の減で、新規加入者の減及び個人負担による移設工事の減によるものであります。

2款使用料及び手数料、1項1目使用料の補正額は400万円の減で、加入者及びインターネット利用者の減によるもの。

3款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は650万円の減で、一般会計からの繰入金によるもの。

5款諸収入、1項1目雑入の補正額は1,400万円の増で、消費税還付金であります。

9ページ、歳出に入ります。

1款ケーブルテレビ事業費、1項1目管理運営費の補正額は工事請負費250万円の増で、東京電力の電柱移設に伴うケーブル張り替え工事に係る経費であります。

以上でケーブルテレビ事業特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 住民課長。

○住民課長（大森新一君） 続きまして、国民健康保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から申し上げます。

1款国民健康保険税、1項1目一般被保険者国民健康保険税の補正額は2,234万9,000円の減。2目退職被保険者等国民健康保険税の補正額は142万3,000円の減で、被保険者数及び世帯数の減が主な要因です。

5款県支出金、1項1目保険給付費等交付金の補正額は3,134万7,000円の増で、普通交

付金の増は、療養給付費及び高額療養費の増を見込むもの。特例交付金の減は、保険者努力支援金の交付額の確定によるものです。

7款繰入金、1項1目一般会計繰入金の補正額は1,400万円の減で、保険基盤安定繰入金は交付額の決定、職員給与費等繰入金は事務費の精査。

9ページに移ります。

出産育児一時金及び財政安定化支援事業繰入金は、額の確定により減額するものです。

8款繰越金、1項1目その他繰越金の補正額は4,885万7,000円の増で、前年度繰越金です。

9款諸収入、2項11目雑入の補正額は1,156万8,000円の増で、概算払いにより支払った平成30年度保険給付費の精算金です。

10ページに移ります。

続いて、歳出ですが、2款保険給付費、1項1目一般被保険者療養給付費の補正額は2,599万5,000円の増で、療養給付費の増を見込むものです。2項1目一般被保険者高額療養費の補正額は700万円の増で、高額療養費の増を見込むものです。

6款基金積立金、1項1目財政調整基金積立金の補正額は863万9,000円の増で、国民健康保険事業費納付金等の財源に不足が生じた場合に充当できるよう積立てをするものです。

8款諸支出金、1項8目保険給付費等交付金償還金の補正額は1,236万6,000円の増で、平成30年度療養給付費等の精算による返納金です。

以上で国民健康保険特別会計補正予算の補足説明を終わります。

続きまして、後期高齢者医療特別会計補正予算について補足説明いたします。

補正予算書8ページ、事項別明細書により歳入から説明申し上げます。

1款後期高齢者医療保険料、1項1目後期高齢者医療特別徴収保険料の補正額は579万2,000円の増、2目後期高齢者医療普通徴収保険料の補正額は145万7,000円の増で、保険料の精査によるものです。

3款繰入金、1項1目事務費繰入金の補正額は553万4,000円の減で、健診事業の実績等によるもので、受診者数の減が主な要因です。2目保険基盤安定繰入金の補正額は206万2,000円の減で、負担金の額の確定によるものです。

4款1項1目繰越金の補正額は892万6,000円の増で、前年度繰越金です。

5款諸収入、3項3目後期高齢者健診事業負担金の補正額は92万1,000円の増で、後期高齢者医療広域連合からの負担金の確定によるものです。

9 ページ、歳出に移ります。

1 款総務費、2 項 1 目徴収費の補正額は10万8,000円の減で、保険料コンビニ収納システムの初期導入費経費が不用となったためです。

2 款後期高齢者医療広域連合納付金、1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金の補正額は986万円の増で、保険料の増及び保険基盤安定費の減によるものです。

3 款後期高齢者健診事業費、1 項 1 目後期高齢者健診事業費の補正額は450万5,000円の減で、受診者数の減によるものです。

4 款諸支出金、2 項 1 目繰出金の補正額は425万3,000円の増で、前年度繰越金を一般会計へ繰り出すものです。

以上で後期高齢者医療特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（立花喜久江君） 続きまして、介護保険特別会計補正予算について補足説明いたします。

8 ページをご覧ください。

歳入歳出補正予算事項別明細書により、歳入から説明いたします。

1 款介護保険料、1 項 1 目第 1 号被保険者保険料の補正額は835万3,000円の増で、第 1 号被保険者の増による増額です。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金の補正額は680万円の減。

2 項 1 目調整交付金の補正額は1,033万4,000円の減で、介護サービス給付費の減による負担割合分の減額です。2 目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の補正額は30万円の増で、介護予防・日常生活支援総合事業費の増による負担割合分の増額です。

3 目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は27万円の減で、包括的支援事業・任意事業費の減による負担割合分の減額です。4 目保険者機能強化推進交付金の補正額は14万1,000円の増で、昨年度、新たに自立支援・重度化防止に向けた保険者機能を強化することを目的に創設された交付金で、保険者の評価点数に応じて交付されるものです。

5 目事業費交付金の補正額は31万6,000円の増で、介護報酬改定等に伴うシステム改修事業費に対し交付されるものです。6 目災害臨時特例補助金の補正額は6,000円の増で、昨年発生した台風19号により被災した方の介護保険料の減免に対し交付されるものです。

9 ページに移ります。

4 款支払基金交付金、1 項 1 目介護給付費交付金の補正額は768万7,000円の減で、介護

サービス給付費の減による負担割合分の減額です。2目地域支援事業交付金の補正額は32万4,000円の増で、地域支援事業費の増による負担割合分の増額です。

5款県支出金、1項1目介護給付費負担金の補正額は538万8,000円の減で、介護サービス給付費の減による負担割合分の減額です。

2項1目地域支援事業交付金（介護予防・日常生活支援総合事業）の補正額は15万円の増で、介護予防・日常生活支援総合事業費の増による負担割合分の増額です。2目地域支援事業交付金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は13万5,000円の減で、包括的支援事業・任意事業費の減による負担割合分の減額です。

6款財産収入、1項1目利子及び配当金の補正額は2万1,000円の増で、介護給付費準備基金の利子分です。

10ページです。

7款繰入金、1項1目介護給付費繰入金の補正額は468万8,000円の減で、介護サービス給付費の減による町負担分の減額です。2目地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）の補正額は15万円の増で、介護予防・日常生活支援総合事業費の増による町負担分の増額です。3目地域支援事業繰入金（包括的支援事業・任意事業）の補正額は13万5,000円の減で、包括的支援事業・任意事業費の減による町負担分の減額です。4目保険料軽減事業繰入金の補正額は752万5,000円の増で、令和元年10月の消費税率10%への引上げに伴い、軽減措置の負担割合と対象者が拡充されたことに伴う増額です。5目その他の一般会計繰入金の補正額は121万3,000円の減で、一般管理費の減に伴う一般会計からの繰入額の減です。

8款繰越金、1項1目繰越金の補正額は4,736万4,000円の増で、前年度繰越金です。

11ページ、歳出に移ります。

1款総務費、1項1目一般管理費の補正額は30万3,000円の増で、介護報酬改定等に伴うシステム改修費の増額です。

3項1目介護認定審査会費の補正額は30万円の減で、委員報酬の減額です。2目認定調査等費の補正額は90万円の減で、認定調査委員等の臨時職員賃金及び主治医意見書手数料の減による減額です。

2款保険給付費、1項1目居宅介護サービス給付費の補正額は2,500万円の減、4目施設介護サービス給付費の補正額は1,600万円の減で、それぞれサービス利用者施設入所者の減による減額です。

2項1目介護予防サービス給付費の補正額は150万円の増で、利用者の増による増額です。
12ページに移ります。

6項1目特定入所者介護サービス費の補正額は200万円の増で、低所得者が施設入所やショートステイを利用する際に、食費、居住費の限度額を超えた分の補足給付の増です。

3款地域支援事業費、1項1目介護予防・生活支援サービス事業費の補正額は120万円の増で、要支援1、2及び事業対象者の方のデイサービスの利用の増による増額です。

3項4目任意事業費の補正額は70万円の減で、自立または要介護1以上の方に対する配食サービスの利用者の減によるものです。

5款基金積立金、1項1目介護給付費準備基金積立金の補正額は4,345万4,000円の増で、介護報酬改定や介護サービス等の利用の増加による給付費への影響に備え、積み立てるものです。

13ページに移ります。

7款諸支出金、1項2目償還金の補正額は1,334万4,000円の増で、平成30年度分介護給付費、地域支援事業費及び低所得者保険料軽減負担金に対する国及び県負担金の精算による返納金です。

2項1目繰出金の補正額は909万9,000円の増で、同じく30年度分介護給付費、地域支援事業費、低所得者保険料軽減負担金及び事務費に対する一般会計繰入金の精算による返納分です。

以上で一般会計及び各特別会計補正予算の補足説明を終わります。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。

なお、質疑に当たっては、会計名及び補正予算書のページをお示してください。

質疑はありませんか。

7番、鈴木 繁君。

○7番（鈴木 繁君） 一般会計の補正予算書の23ページの件で、1点だけお伺いをします。

商工費の件で、観光施設管理費で339万7,000円の補正が取られているということでお話があり、説明でまほろばとゆりがねの修繕費ということだったんですけども、まほろばとゆりがねの修繕費の内訳をお聞きしたいのが1点と、あと予定工事期間を、この2点をお伺いします。

○議長（小川洋一君） 商工観光課長。

○商工観光課長（薄井 亮君） それでは、補正の工事費の内訳ということでございますが、まほろばの湯につきましては、ジェット配管の修繕と男子サウナの改修ということで、323万円程度でございます。

ゆりがねの湯につきましては、浄化槽のブロワーの交換ということで16万円程度でございます。

工事の期間の予定でございますが、本日議決をいただきまして発注を申し、3月9日から26日までということで予定をしております。

以上です。

○議長（小川洋一君） ほかにありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 質疑はないようですので、質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔発言する人なし〕

○議長（小川洋一君） 討論はないようですので、討論を終わります。

採決を行います。

採決は1件ごとに行います。

議案第8号 令和元年度那珂川町一般会計補正予算（第5号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

議案第9号 令和元年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

議案第10号 令和元年度那珂川町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第10号は原案のとおり可決されました。

議案第11号 令和元年度那珂川町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は原案のとおり可決されました。

議案第12号 令和元年度那珂川町介護保険特別会計補正予算（第3号）の議決については、原案のとおり決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

◎議案第13号～議案第20号の一括上程、説明

○議長（小川洋一君） 日程第13、議案第13号 令和2年度那珂川町一般会計予算の議決について、日程第14、議案第14号 令和2年度那珂川町ケーブルテレビ事業特別会計予算の議決について、日程第15、議案第15号 令和2年度那珂川町国民健康保険特別会計予算の議決について、日程第16、議案第16号 令和2年度那珂川町後期高齢者医療特別会計予算の議決について、日程第17、議案第17号 令和2年度那珂川町介護保険特別会計予算の議決について、日程第18、議案第18号 令和2年度那珂川町下水道事業特別会計予算の議決について、日程第19、議案第19号 令和2年度那珂川町農業集落排水事業特別会計予算の議決について、日程第20、議案第20号 令和2年度那珂川町水道事業会計予算の議決について、以上8議案は関連がありますので、一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 福島泰夫君登壇〕

○町長（福島泰夫君） ただいま上程されました議案第13号から議案第20号、令和2年度那珂川町一般会計及び各特別会計並びに水道事業会計予算を提案するに当たり、町政執行に当

たって、所信の一端を申し述べますとともに、予算案の要旨について説明申し上げます。

日本の経済情勢は穏やかに回復しており、雇用、所得環境の改善が続く中で、各種施策の効果もあって、穏やかな回復が続くことが期待されております。しかし、その一方で、通商問題をめぐる緊張、海外経済の動向や金融資本市場の変動の影響に加え、消費税率引上げ後の影響に留意する必要があります。また、令和元年、台風19号など、相次ぐ自然災害の経済に与える影響にも十分留意する必要があります。

まず、国の令和2年度一般会計予算であります。消費増税分を活用した社会保障の充実、経済対策の着実な実行、歳出改革の取組の継続により、経済再生と財政健全化を両立する予算として、前年度比1.2%増の102兆6,580億円としております。地方財政対策では、地方が人づくり改革の実現や地方創生の推進、防災・減災対策に取り組みつつ、安定的に財政運営を行うことができるよう、地方交付税等の一般財源総額について、前年度を上回る額を確保したとしています。

続きまして、県の令和2年度予算であります。県では政策経営基本方針に基づく重点事項に積極的に取り組むとともに、「とちぎ元気発信プラン」の総仕上げと「とちぎ創生15（いちご）戦略」に掲げる施策を推進するとし、令和2年度予算は前年度比4.0%増の8,373億7,000万円を計上しました。

本町の予算編成の考え方ではありますが、令和2年度は、まちづくりの方向性とその実現のための基本目標を示した第2次那珂川町総合振興計画の前期基本計画が計画期間5年の最終年度であることから、各種施策について成果や効果を検証しつつ、着実に推進していくとともに、人口減少に対応した具体的・重点的施策である那珂川町人口ビジョン及び「那珂川町まち・ひと・しごと創生総合戦略」に掲げられた基本目標及び重要業績評価指標の達成に向けた予算を計上いたしました。

また、予算編成に先立ち実施しました振興計画ヒアリングにおいては、町の厳しい財政状況を踏まえ、事業の平準化に努めるとともに、前例や既成概念にとらわれず、必要性、緊急性、費用対効果を検証し、町民の安心・安全な生活基盤を構築するための編成作業を進めてまいりました。

令和2年度の主な事業としまして、76号線上郷須賀川線をはじめとする町道の改良舗装事業を継続して実施するほか、消防施設整備事業として、小川地区屋外拡声装置の更新、和見地区の消防自動車の購入に係る経費を計上いたしました。

新規の事業としましては、中学生までの児童へのインフルエンザ予防接種費の助成事業、

がん患者への医療用ウィッグの購入費助成事業、中学生の英語検定チャレンジ事業、移住・定住促進のための田舎暮らしプロモーション事業等を計上いたしました。

また、農林振興課と商工観光課の統合により産業振興課を設置することとし、新たな特産品開発やイベント事業での連携強化を図り、観光振興事業等の予算を拡充いたしました。

その結果、一般会計、特別会計、水道事業会計を合わせた予算額は135億3,950万円となり、前年度と比較して1億2,298万円、0.9%の減となりました。

それでは、予算の主な内容についてご説明申し上げます。

まず、一般会計予算につきましては、79億5,000万円となり、前年度と比較すると1億5,000万円、1.9%の減となりました。この減額の主な要因は、子育て支援住宅運営事業費、地方道路交付金事業費などが増額した一方、小川福祉センター施設管理費、畜産振興事業費、中部中山間地域総合整備事業費、小川中学校施設整備費などが減額したことによるものであります。

一般会計の歳入であります。個人町民税は、給与所得者の所得割額の増により1,000万円の増額を見込み、法人町民税は、法人税割額の減により5,000万円の減額を見込みました。

また、固定資産税につきましては前年度同額。

町たばこ税は、購入本数の減少により1,000万円の減額を見込みました。

地方消費税交付金は、税率の引上げの影響を見込み、2,000万円を増額しました。

地方交付税は、普通交付税において、一本算定に向けた縮減による減額のほか、公債費の増による基準財政需要額の増額を見込み、特別交付税と合わせて前年度と同額の29億円を計上しました。

国庫支出金は、障害者自立支援事業や地方道路交付金事業などの増により、432万1,000円の増額となりました。

県支出金につきましては、畜産担い手育成総合整備事業費や農業基盤整備促進事業費の減により、7,327万5,000円の減額を見込みました。

基金繰入金につきましては、事業の確実な推進と町民生活への影響を極力避けるため、財政調整基金から繰り入れるほか、地域振興事業や福祉事業、奨学金事業などへの基金繰入金7億6,798万5,000円を計上いたしました。

また、町債の発行額につきましては、地方道路交付金事業や町道改良舗装事業のほか、消防施設整備事業などに充当するため、交付税算入率の高い過疎対策事業債、合併特例事業債を起債することとし、臨時財政対策債の起債を含め、前年度比1億6,520万円減の4億

3,360万円を計上しました。

続きまして、令和2年度予算の主要施策について、新規事業及び主な事業を中心に説明資料により説明いたします。

説明資料の4ページをお開きください。

まず、1、「快適に暮らせるまちをつくる」であります。が、(2)都市基盤の整備のうち、①道路の整備では、町道76号線、上郷須賀川線を含め、7路線を重点的に整備することといたしました。

(3)生活基盤の整備のうち、④消防防災・交通安全・防犯基盤の整備では、消防施設整備事業に小川地区の屋外拡声装置更新工事費、和見地区の消防自動車購入費及び車庫建設工事費を計上するとともに、消防防災及び交通安全に要する経費を計上いたしました。

5ページに続きます。

2、「元気で明るく暮らせるまちをつくる」の(1)医療・保健の充実では、新規事業として、中学生までを対象としたインフルエンザ任意予防接種助成事業、がん患者への医療用ウィッグ購入費助成事業を計上するほか、健康マイレージ事業を拡充するとともに、新生児聴覚検査費用助成事業、高齢者インフルエンザなどの予防接種の支援や女性特有のがん検診推進事業など、各種保健事業を実施いたします。

(2)高齢者福祉・社会福祉の充実では、地域づくり推進事業や介護予防事業、障害者福祉サービス事業をはじめ、各種の事業を実施いたします。

(3)児童福祉・子育て支援の充実では、児童手当支給事業のほか、放課後児童クラブ運営事業や子育て支援センター運営事業など、子育てに優しい環境をつくるための予算を計上いたしました。

6ページに続きます。

3、「人を育むまちをつくる」の(1)学校教育の充実では、新規事業として中学生の英語検定チャレンジ事業を計上するとともに、外国語指導助手の充実や各学校の教育振興のための経費を計上いたしました。

(2)生涯学習の充実では、各種教室や講座の開催など、社会教育の推進や公民館活動を推進するための経費などを計上いたしました。

7ページに続きます。

(3)スポーツ・レクリエーションの振興では、各種スポーツ大会の開催や体育施設の維持管理運営のための経費を計上いたしました。

(4) 文化の振興では、新規事業として馬頭広重美術館開館20周年記念事業費を計上するとともに、なす風土記の丘資料館の管理運営のほか、文化振興の充実や芸術文化活動の推進、各種文化団体の育成に取り組んでまいります。

4、「活力をおこすまちをつくる」の(1)農林水産業の振興では、新規事業として中山間地域農業ルネッサンス事業を計上するとともに、農業基盤の整備や畜産振興などの事業費を計上いたしました。

林業の振興では、引き続き八溝材の利用拡大と、移住・定住の促進のための木材需要拡大事業を実施するとともに、新規事業として森林環境整備事業を計上いたしました。

8ページに続きます。

(2) 商工業の振興では、農業・商工・観光連携の下、地元特産品のブランド化を推進するほか、商工業者の経営支援を融資事業により実施いたします。

(3) 観光の振興では、豊島区でのイベントやイベントプロデュースなどの事業費を計上するとともに、各観光施設等の管理運営費を計上いたしました。

また、観光協会等とも連携し、道の駅や情報発信施設を中心とした観光地域情報のPRを強化していきます。

5、「人と自然が共生するまちをつくる」の(2)生活環境の保全では、し尿処理対策、ごみ収集対策の経費を計上し、(3)循環型社会の構築では、生ごみ堆肥化事業や低炭素まちづくり推進設備等導入事業として、太陽光発電、高効率給湯器及び木質バイオマス暖房設備等への補助金を計上いたしました。

9ページに続きます。

6、「ともに考え行動するまちをつくる」の(2)住民参加・協働の推進では、交流人口の増加を図る施策として、令和2年度におきましても「なかがわ元気フェスタ」を実施することといたします。

(3) 地域間連携・交流の促進では、ふくろう協定を締結しております東京都豊島区と引き続き交流を図るほか、秋田県美郷町に教育関係者のほかスポーツ推進委員を派遣し、視察交流を実施いたします。

7、まちづくりの3大重点プロジェクトのうち、(1)「雇用の創出推進プロジェクト」では、雇用の創出が過疎からの脱却の根本と考え、引き続き地域雇用創出事業を町単独事業として継続するほか、企業誘致活動の推進では、企業立地を促進するため、企業立地奨励金、雇用促進奨励金制度に係る経費を計上し、産業の振興と雇用の創出を図ってまいります。

(2) 「結婚・出産・子育て推進プロジェクト」では、新婚世帯に対し新生活を支援する補助金や町結婚相談所への補助金など、結婚促進事業を実施するとともに、不妊治療費助成事業を拡充するほか、産前産後のサポート事業や認定こども園の管理運営など、結婚から子育てまで一貫した事業を実施してまいります。

(3) 「新しい人の流れ創出推進プロジェクト」では、新規事業として子育て支援住宅運営事業と、田舎暮らしプロモーション事業を計上するほか、町の地域振興発展のための地域おこし協力隊事業を継続実施し、町の魅力の再発見と県内外に向けた誘客情報の発信を行ってまいります。

10ページに続きます。

特別会計予算について説明いたします。

ケーブルテレビ事業特別会計であります。指定管理者業務委託料のほか、道路改良工事に伴うケーブル移設工事が主なものであります。

次に、国民健康保険特別会計であります。保険給付費及び国民健康保険事業費納付金のほか、保健事業が主なものであります。

次に、後期高齢者医療特別会計であります。後期高齢者医療広域連合納付金のほか、健診事業が主なものであります。

次に、介護保険特別会計であります。介護サービス給付、介護予防サービス給付、地域支援事業が主なものであります。

次に、下水道事業特別会計であります。施設の維持管理費が主なものであります。

11ページに続きます。

農業集落排水事業特別会計であります。施設の維持管理費が主なものであります。

最後に、水道事業会計であります。原水設備及び配水設備に要する経費を計上いたしました。

以上、各会計の予算につきまして、その大要を申し上げましたが、今後も予算の施行に当たりましては、現在の厳しい財政状況を認識し、経常経費の節減、事務事業の見直しなどの行財政改革を積極的に推進することになりますが、全職員一丸となって努力してまいり所存でありますので、議員の皆様におかれましても、建設的なご意見、ご提言をいただき、町発展のため、ご協力を賜りますよう重ねてお願い申し上げ、私の所信と令和2年度予算の提案説明とさせていただきます。

よろしく願いいたします。

○議長（小川洋一君） 提案理由の説明が終わりました。

◎予算審査特別委員会の設置、付託

○議長（小川洋一君） お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第13号から議案第20号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができることとしたいと思っております。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

議案第13号から議案第20号までについては、議員全員を委員とする予算審査特別委員会を設置して、これに付託することとし、審査に当たっては必要に応じて資料の提出を求めることができることと決定しました。

ただいま議員全員を委員とする予算審査特別委員会が設置されましたが、正副委員長が共に決定しておりません。委員会条例第10条第1項の規定により議長名をもって、本日、本会議終了後、直ちに予算審査特別委員会を議場に招集します。

◎休会について

○議長（小川洋一君） お諮りします。

予算審査特別委員会開催のため、明日3月6日から3月15日までの10日間は、本会議を休会としたいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（小川洋一君） 異議なしと認めます。

よって、3月6日から3月15日までは本会議を休会とすることに決定しました。

3月6日から3月15日までは本会議を休会とします。

◎散会の宣告

○議長（小川洋一君） 以上で本日の議事日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。

ご起立願います。

ご苦労さまでした。

散会 午後 零時 02分